

第 1 回、第 2 回 口頭弁論の報告

原告 槌田敦

人為的CO₂により地球は温暖化したとする通説に対して、近藤邦明と槌田敦は温暖化したからCO₂が増えたことを示すふたつの事実を発見し、これを気象学会誌『天気』に論文投稿しました。

これに対して、気象学会はこの論文を採用せず、また会員槌田の学会口頭発表も拒否しました。そこで槌田は、本年 5 月 27 日、気象学会を提訴し、事実経過を訴状および陳述書(1)として提出しました。これに対し、気象学会は、7 月 2 日、答弁書を提出しました。

第 1 回口頭弁論は 7 月 9 日に開かれ、裁判長より原告に対し、論文をふたつに分割して、前半のみを提出したことについて質問がありました。これについて、槌田は、7 月 21 日陳述書(2)を提出し、前半は主に事実を示す論文であって査読者との争いがなく、また査読者との解釈の違いのある後半の考察を欠いても論文として成立すると答えました。

また原告は、被告に対し 7 月 10 日付け求釈明書において、被告のいう論文不採用の理由は著者の言っていない「数年規模の短期における因果関係」を理由にしており、「論文の誤読」であると指摘し、釈明を求めました。

第 2 回口頭弁論は、9 月 3 日に開かれ、被告は求釈明書に対し被告準備書面(1)を提出し、この原告の指摘する「部分のみに基づき本論文の掲載不採用の決定をおこなったのではない。むしろ…」として、「査読者の意見に基づき本論文不採用の決定をおこなったに過ぎない」と答え、誤読か否かを問題にするまでもないと付け加えました。

これは、誤読であることを否定できず、これを認めた上で査読者に全面的に責任を押し付けるもので、およそ科学論文の編集者としての品格に欠ける主張ということになります。

なお、被告気象学会は、この被告準備書面(1)において論文または口頭発表を認めるかどうかは被告の自由裁量であるかのような主張をしているので、原告準備書面(2)において原告は、会員の発表する権利は、会員の会費納入義務と対価的な関係に立つもので、正当な理由なく論文および口頭の発表を拒否できないと述べました。

これらの原告側の対応を受けて、裁判長は被告に対し、原告側は訴状および槌田陳述書により、具体的な主張を示しているが、被告はそれに対する反論を明らかにしていない、次回までに、これをおこなうよう指示しました。口頭弁論では、このように書面を提出することによって、双方の主張の整理がおこなわれます。

次回口頭弁論は、10 月 15 日午前 10 時、東京地裁第 527 号法廷で開かれます。